様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃはんなんびじねすましん  一般事業主の氏名又は名称 株式会社阪南ビジネスマシン  （ふりがな）うえの　しんさく  （法人の場合）代表者の氏名 上野　晋作  住所　〒599-8271  大阪府 堺市中区 深井北町３２７５番地  法人番号　6120101006102  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DXへの取り組み  　https://hbm-web.co.jp/dx/  　01 経営ビジョンやビジネスモデルの策定 | | 記載内容抜粋 | ①　当社は「常にお客様の期待を超えているか」という精神のもと、「感動と安心を提供するプロフェッショナル集団」を目指し、日々の業務に取り組んでいます。今後、AI・IoT・クラウドといった先端技術を活用し、自社の業務プロセスを抜本的に見直すとともに、社員の働き方や組織文化そのものを変革していくことで、持続可能な成長を目指します。ビジネス環境の変化が激しく、特に中小企業では人材不足や業務効率化といった課題に直面している中、当社自身がDXを実践し、成功事例を創出することで、顧客企業にも最適なソリューションを提供できる体制を整えます。DXは単なるITツールの導入ではなく、経営の在り方そのものを再定義するものであり、経営層主導のもと、全社一丸となって取り組んでまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「株式会社阪南ビジネスマシン　DXへの取り組み」は取締役会において承認の上公表している。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DXへの取り組み  　https://hbm-web.co.jp/dx/  　02 DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　これらの施策を実施し続けることで、お客様への提案活動に活かしてまいります。  戦略（1）リモートワークツールの活用  社外から安全に社内データを活用できるリモートアクセスサービスやWeb会議・ビジネスチャットツールの活用により、多様な働き方を推進しています。これにより、時間の有効活用と業務の効率化を図るとともに、BCP対策にも役立てています。また、専任のエンジニアを擁立し、お客様への提案活動を積極的に行うことにより、お客様のDX化推進をしております。  戦略（2）ペーパーレスの促進及び業務プロセスの変革  複合機を活用した紙の書類、請求書等の電子化など、ドキュメントプロセスのDX化を文書管理ソフトやAI-OCR機能を有した電子請求サービスを導入することで促進し、情報の取得から活用・保管までをスムーズに進めて働き方を変革します。  また、自社の開発エンジニアによって作成されたワークフローシステムにより、勤怠申請や経費精算などの業務プロセスを更にシステム化し、社員の属人化解消並びに人手不足の解消を目指します。  戦略（3）デジタル人材の育成  社員が最新のデジタルツールや技術を効果的に活用・提案できるよう、全社に向けては保有スキルを可視化し、社員のレベルに合った教育カリキュラムを実施します。また、若手社員には別途教育プログラム（はんなんアカデミー）を提供し、IT知識がゼロの人材であったとしてもITリテラシーがしっかり身に付きます。更に、DX関連資格の取得を奨励しており、DXを企業文化として根付かせます。  戦略（4）データ活用の高度化  当社は、独自に構築したCRMに蓄積される顧客データ（属性、購買履歴、問い合わせ履歴など）を、厳格な個人情報保護のもと安全に管理しています。生成AIとマーケティングオートメーションを連携し、お客様の業種や規模に合わせたご案内や最適なご提案をタイムリーにお届けします。導入後も「お客様の定着」を目的とした伴走支援で、早期の成果創出のサポートを目指します。お客様の情報は利用目的を限定し、ご要望に応じて配信停止や訂正にも迅速に対応いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　「株式会社阪南ビジネスマシン　DXへの取り組み」は取締役会において承認の上公表している。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　①推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　＜推進体制＞  当社では、DX戦略を全社的に推進するため、社長直轄の「DX推進チーム」を設立しています。このチームは、DXの専門知識を有するシステムソリューション課を中核とし、各戦略分野に応じた関係部門（営業、総務、人事、開発など）が部門横断的に参画する体制となっております。DXの実行責任を明確化するとともに、経営会議において月次で進捗状況を報告・レビューし、戦略の見直しや重点施策の判断を迅速に行っています。また、DX人材・施策への予算とリソースを毎年計画的に配分し、設定したKPIの進捗をモニタリングしながらPDCAサイクルを回していきます。  ＜DX人材の確保・育成＞  当社ではDX推進に必要な人材の育成を重要課題と位置づけ、体系的な教育プログラムと社内育成体制の整備を進めています。営業社員を対象にしたスキルズインベントリー（スキルの可視化）により、社員の習熟度や適性を把握し、それに基づいて個別の育成計画を策定しております。また、若手社員向けには「はんなんアカデミー」として基礎から学べる実践教育プログラムを提供し、未経験者でも着実にITリテラシーを身につけられる環境を整えています。さらに、DX関連資格（例：ITパスポート、DX検定、AWS資格など）の取得を推奨・補助し、学びを成果に結びつける体制も構築しています。これらの取り組みにより、自律的に学び・協働できる人材の育成に取り組んでいます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　最新の情報処理技術を活用するための​ 環境整備の具体的方策​ | | 記載内容抜粋 | ①　【主な取り組み内容】  社内無線LAN環境整備  請求書の電子化サービスの導入  経費申請・勤怠申請以外の稟議書用ワークフローシステムの構築  社内CRMシステムのクラウド化 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年11月 5日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DXへの取り組み  　https://hbm-web.co.jp/dx/  　03 戦略の達成状況に係る指標​ | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略の達成度を測るため、以下の指標を設定しています。  DX推進指標（KPI）  業務プロセスのデジタル化件数：2件以上（1年後）  業務プロセス処理時間短縮率：30%以上（1年後）  DX関連資格取得者数：10名以上（1年後）  DX関連ソリューション売上高の向上（対前年比：20%以上）  CRMとAI及びマーケティングオートメーション（MA）連携数：3件以上（1年後） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月 5日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ トップ ＞ DXへの取り組み  　https://hbm-web.co.jp/dx/  　04 戦略の推進等を図るために必要な情報発信​ | | 発信内容 | ①　当社代表取締役の上野 晋作は、ステークホルダーに対し経営者自身の言葉として以下の通りDX推進に向けたメッセージを発信し、その方針を明確にしています。  1. 経営者メッセージ（経営ビジョンと決意）  「DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じて、お客様に『新しい付加価値』を提供することを目指します。急激に変化する情報化社会において、事務の効率化を支援するだけでなく、お客様と共に成長し続ける『真のインテグレーター』として変革を牽引していく」ことを宣言し、DXを経営の最優先事項として取り組む姿勢を社外に公表しています。  2. DX戦略に関連する具体的な発信内容  ビジョン実現に向けた具体的な戦略として、以下の推進状況を公開しています。  ・リモートワーク環境の構築：社外から安全にデータ活用できる体制を構築し、自社での実践事例を基にお客様へのDX提案を積極的に行うこと。  ・デジタル人材の育成：全社員のスキル可視化や「はんなんアカデミー」を通じた教育を実施し、ITリテラシーの高い組織へと変革すること。  ・顧客支援の拡大：特定のメーカーに縛られないマルチベンダーとして、最新ツールを用いた最適な解決策を提案し、地域社会のDX推進に貢献すること。  このように、単なる社内施策の説明に留まらず、経営者自らが進むべき方向性と具体的な戦略をセットで発信することで、ステークホルダーとの透明性の高いコミュニケーションを図っています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。